

中央教育審議会初等中等教育分科会（第 151 回）意見

令和 7 年 7 月 25 日（金）

岩本 悠

議題（１）初等中等教育における教育課程の基準等の在り方に関する審議状況について

1. 次期学習指導要領を通して目指したい姿・理念の言語化・明確化

○ これまでの審議において、柔軟な教育課程の在り方や教職員の負担への対応、デジタル学習基盤を前提とした学びの考え方などが議論されてきました。これらの議論の積み重ねを踏まえ、改めて次期学習指導要領を通じて育成を目指す子供の姿や教育理念を言語化・明確化するタイミングにあると考えます。

○ その際、教育振興基本計画に掲げられている「持続可能な社会の創り手」や「日本社会に根差したウェルビーイングの実現」といった基本方針、さらに現行学習指導要領前文に示されている「多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる」といった方向性は、今後の基盤となるべき視点です。また、これまでの審議で出てきた「変化の激しい不確実な社会の中で、学びを通して自らの人生を舵取りし、多様な他者とともに生きる力を育む」という指針も、育てたい資質・能力の中核となる考え方だと思われます。

○ こうした議論を踏まえると、次期学習指導要領において目指すべき方向性は、子供たちが「多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、幸せな人生と持続可能な社会の創り手」となれるようにする、といったことではないかと思われます。また、将来そうした創り手となっていけるようにするためにも、初等中等教育段階においては、子供たちが多様な他者との対話や協働を通して、学びの創り手となっていけるようにしていくという、一貫した軸を明確化することが望ましいと考えます。すなわち、子供たちを主体として、「人生」「社会」そして「学び」の「創り手」と位置づけていくという次期学習指導要領の指針を明確化することが、今後個別の論点を議論していくための大きな方向性を共有するうえでもよいのではないかと考えます。

2. 多様な他者との対話と協働による「協働的な学び」の意義・位置づけ

○ 「主体的・対話的で深い学び」や「個別最適な学びと協働的な学び」など、学びに関するコンセプトや用語については、現場でより効果的に活用されるよう、また、子供たち自身が学びの創り手として理解し実践できるよう、その関係性を整理し分かりやすくすることが望まれます。

○ その上で、特に多様な他者との対話と協働を通した「協働的な学び」は、コロナ禍において再評価された学校の本質的役割——全人的な発達・成長を促す社会的機能等——といったものや、子供たちの協調的ウェルビーイングの向上にも深く関わる重要な要素です。これは、ネットや家庭で個別に学習するだけでなく学校に通う意義や集団や社会のなかで学ぶ重要性という意味においても、学校の存在意義の中核をなす学びの在り方だと考えられます。一方、これまで「協働的な学び」は日本の学校が長年かけて育んできた日本型教育の強みでありながらも、あまり意識的に捉えられてこなかった側面もあります。先の令和答申において「協働的な学び」は位置づけられましたが、「個別最適な学び」と比較して十分に議論されたとは言えず、その意義や対話的な学びとの位置づけや関係性が十分に整理されているとは言い難い状況です。

○ 次期学習指導要領改訂にあたっては、「個別最適」や「自己調整」といった概念を含む自律的・主体的な学びに加え、「協働的な学び」の現代的意義と価値を改めて見直し、「対話的な学び」を包摂するもの、もしくは「対話的な学び」に包含されるものとして整理されることも含めてご検討いただき、位置づけ・価値づけていただくことを望みます。

3. 「社会に開かれた」から「社会とつながる」へ

○ 現行の学習指導要領における「社会に開かれた教育課程」の理念は極めて重要なものですが、「社会に開かれた」という表現は子供が主語・主体にならず、教育課程や学校を対象とした受動的な表現に見えなくもありません。特に、「社会に開かれた」結果、子供がどうなるかが分かりにくい表現でもあると思われます。

○ これまで審議されてきたように今後は、多様な子供が誰一人取り残されず社会的に包摂されていくこと、一人一台端末といった社会とつながれるデジタル学習基盤を活用し学びをつくっていくこと、たとえ不登校となっても学びや社会と切り離されずにつながり続けられるようにしていくこと、そのためにも学校は関係機関や地域・社会と連携・協働していくことなどが、より一層重要となっていきます。つまり、学校や教育課程が「社会に開かれる」ことにとどまらず、子供自身が「社会とつながる」ことができる教育環境をつくっていくことの必要性が、ここまでの審議でも議論されてきています。

○ こうした議論も踏まえ、次期学習指導要領の改訂にあたっては、「社会に開かれた教育課程」という基本的な理念の内容は維持しつつも、それをさらに一步推し進めて、表現としては「社会とつながる教育環境」など、より子供を主体とした能動的かつ包摂的な用語への転換も検討していただくことが望ましいのではないかと考えます。

議題（４）いわゆる高校無償化をめぐる動向について

○ 令和８年度からの収入要件の撤廃及び私立加算額の４５．７万円までの引き上げは、年約４０００億円の公金の多くが大都市圏へ流入する流れをつくるとともに、過疎地域や地方部の生徒が私学の集まる都市部へと大量流出することにつながっていくリスクを孕んでいます。このいわゆる高校無償化が、各地域における唯一の高校や地域産業を支えてきた専門高校等を消滅させ、地方創生の流れに逆行することがないように、地域唯一の高校の魅力化、専門高校の高度化、そして普通科改革といった高校教育改革への国の支援の抜本強化を図る必要があります。

○ いわゆる高校無償化を単なる負担軽減策に留めず、大学・大学院等の改革を見据えた高校教育改革の起爆剤とするためには、多様で質の高い高校教育へ向けた年１０００億円超の高校教育改革交付金を創設し、継続性・計画性をもった改革支援を行うことで、日本の地域・社会・産業の持続成長に真に裨益する人財育成を抜本的に進める必要があると考えます。

○ 上記の基盤となる２０４０年を見据えた高校教育改革のグランドデザインは、これまで中央教育審議会等で積み重ねてきた議論及び全国各地での実践を踏まえ、以下の３つの柱を含めて検討し、示していく必要があると考えます。

① 地域唯一の高校の魅力化

市町村に唯一の高校^{*1}等においては、地元市町村をはじめとした地域関係機関等との連携協働体制を構築し、地域資源を活用した学びとデジタル・オンライン教育等の抜本強化（単位制化やICTを活用した学校間連携・単位互換も含む）により、地域留学や越境学習を促進し、新時代の地方創生を担う人財育成を強力に推進。

（取組支援例：コーディネーターの配置、寮機能を含む交流拠点の整備、地域留学・越境学習の負担軽減・推進、デジタル・オンライン教育に向けた環境整備等）

¹ 令和６年５月１日時点で、全国の市区町村（１，７４１）のうち、公立高等学校の立地が１である市区町村は６０９（３５．０％）

② 専門高校の機能強化・高度化

地域産業を支える専門高校^{※2}等においては、成長産業化を図る企業をはじめとした地域産業界等との連携協働体制を構築し、最先端のテクノロジー・デジタルを活用した学びと実践的なアントレプレナーシップ教育等の抜本強化（成長分野への転換・再編や専攻科の充実・高専化も含む）により、AI やデジタル技術等も活用するアドバンスト・エッセンシャルワーカーをはじめ、一次産業・二次産業の成長産業化や地域産業の持続発展を牽引する最先端の職業人財の育成を強力に推進。

（取組支援例：最先端の産業教育施設・設備・装置の整備、産業界等からの人財の派遣・採用及び兼業・副業も含む人財活用、産業界等と連携した実践的な学び・職業体験等）

③ 普通科高校の改革・理数強化

国公立の普通科高校^{※3}等においては、大学をはじめとした研究機関や海外機関等との連携協働体制を構築し、探究・文理横断的な学びと情報・理数系教育等の抜本強化（デジタルや理系・学際領域等に関する新たな普通科等への転換・再編も含む）により、将来の科学技術・イノベーション人財及びグローバル人財の育成を強力に推進。

（取組支援例：コーディネーターの配置、デジタル・理系教育に必要な設備・機器等の整備、国際交流・海外連携の推進、高校入試改革・高大接続改革等）

○ この 2040 年を見据えた高校教育改革が、次期学習指導要領の改訂と中学校の教育改革を含む中高接続、そして大学・大学院改革までを含む高大接続の一貫通貫の改革の起点となり、日本の教育及び人財育成を更なる高みに牽引する突破口となることを切に願っています。

² 令和 6 年 5 月 1 日時点で、全国的全日制・定時制の高等学校のうち、職業教育を主とする学科を設置する高等学校は 1,451 校

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shinkou/genjyo/021201.htm

³ 令和 6 年 5 月 1 日時点で、普通科を含む高校は延べ 3,678 校（そのうち 普通科のみの高校は 2,548 校）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shinkou/genjyo/021201.htm